

## 診療報酬について

2023年4月1日より、オンライン資格確認の導入の原則義務化に伴い医療情報・システム基盤整備体制充実加算が改定されました。

この加算は、患者様の受診歴・薬剤情報・特定健診情報などの必要な診療情報を取得および活用して質の高い診療を行うことについて評価するものです。

当院では、2023年4月1日より医療情報・システム基盤整備体制充実加算を以下のとおり月1回算定させていただきます。

初診／再診			名称	点数
初診	保険証による受診		医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6点
	マイナンバーカードによる受診	診療情報の取得に同意しない場合		
		診療情報の取得に同意する場合	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	2点
他院からの紹介状を持参した場合				
再診	保険証による受診		医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	2点
	マイナンバーカードによる受診	診療情報の取得に同意しない場合		
		診療情報の取得に同意する場合	-	-
他院からの紹介状を持参した場合				